

令和4年度原子力規制委員会
第47回会議議事録

令和4年10月26日（水）

原子力規制委員会

令和4年度 原子力規制委員会 第47回会議

令和4年10月26日

10:30～12:20

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：今後の原子力規制委員会の運営方針についての討議
- 議題2：放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部改正案等（未承認放射性医薬品等の二重規制の解消等）の意見公募の実施結果、改正政令案の閣議請議並びに告示案の厚生労働省及び農林水産省への協議
- 議題3：日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号機ボーリング柱状図データ書換えに係る原子力規制検査の結果及び今後の対応
- 議題4：第55回技術情報検討会の結果概要
- 議題5：経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）原子力規制活動委員会（CNRA）安全文化ワーキンググループ（WGSC）第11回会合の結果概要

○山中委員長

それでは、これより第47回原子力規制委員会を開始いたしたいと思います。

最初の議題は「今後の原子力規制委員会の運営方針についての討議」です。

本議題は、今後5年間の活動方針について、委員間で討議をしたいと思うものでございます。討論したい事項を整理いたしましたので、資料を御覧いただければと思います。

まず、私の方から考えをお話しさせていただきたいと思います。

原子力規制委員会の原点は福島にあり、今後5年間の運営の軸はやはり福島であると考えております。私、委員長としては、これまでどおりの組織理念に基づき、活動を続けてまいりたいと考えております。

お手元にお配りした資料にありますとおり、大項目、行動の方針ですとか、あるいは活動の方針を五つほど記載させていただいておりますけれども、まずは規制の「継続的改善」、これは最後になっておりますけれども、これが基本であると考えております。

そのための行動の指針として私が考えるのは、所信のところでも述べさせていただきましたけれども、三つございます。「情報発信と対話」「現場重視の規制」「原子力規制に関する人材の育成」、この三つが重要であると考えております。「国際機関による外部評価」も加えて、これはこの5年間で是非とも実施したい項目でございます。

大項目について今後議論をしていただくとともに、その大項目の中で何をしていくべきなのかということについて、それぞれの委員の方から御意見を頂きたいと思っております。まず、簡単に大項目の中で私が考える小項目について少しお話をさせていただいた後に、議論に移りたいと思っております。

まず、規制の「継続的改善」については、今後、様々な基準の策定ですとか、あるいはバックフィットに関係するような議論が今後必要になってくるかと思っております。また、審査、検査の改善ということも重要になってくるかと思っております。そのために文書体系の整理ですとか、マネジメント体制の改善ということにも取り組んでいかなければならないと思っております。

「①情報発信と対話」でありますけれども、これはもう以前から重要視されていた事項でございますが、新型コロナウイルス感染症対策の対話のために、地方の皆様との対話というのが一旦中断しております。委員長、あるいは委員が直接地方に出向いて対話をするという機会がこの2年間ほとんどございました。

また、住民との直接の対話については、事務所の皆さんに努力をいただいているところですが、適切な分かりやすい情報発信と対話については、今後、我々が更に努力をしていかないといけないところであろうと考えております。

また「現場重視の規制」についても取り組んでいきたいと思っております。最初にお話ししたように、原点は福島であり、これからの軸も福島でございますので、まずは、私、現場重視の姿勢でまず取組たいことは、やはり東京電力福島第一原子力発電所の事故調査・分析でございます。

更に、審査、検査については、やはり現場に行って様々な判断を委員の皆様にもしていただきたいと思いますし、委員長としても、重要な判断をしなければならない場合には、必ず現場に行くという姿勢を貫きたいと思っています。

また、規制に携わる人の問題、これは原子力規制委員会の中だけではなくて、日本国内において規制に携わる人材育成について、十分考えていく必要があるかと思っていますし、様々ないろいろな御意見がこれについても出るかと思っていますけれども、私としては、できるだけ原子力規制委員会、原子力規制庁の中の人の流れをいかにして増やすかというところを工夫してまいりたいと思っています。

私の方から基本的な考え方についてお話をさせていただきましたけれども、議論に入ります前に、それぞれの委員の方から御意見を頂きたいと思っています。

まず、田中委員からお願いいたしたいと思っています。

○田中委員

ありがとうございます。今、山中委員長から話が出ているようなところについての御説明がございました。

この別紙を見ると質問が二つありまして、ほかにも重点的に扱うべきものがあるか。二つ目が、各項目の中で具体的にどのような活動を行うべきか。二つなのですけれども、この順番でちょっと話をしたいと思っています。

一つ目なのですけれども、ここに書いているこのことは重要なのですけれども、最近のKK（柏崎刈羽原子力発電所）の問題を踏まえて、核セキュリティ関係についても、重点的に我々としても考えるべきではないかなと思ったりします。核セキュリティ文化の醸成とか、核セキュリティ検査をどのようにやっていけばいいのかとか、また、安全とセキュリティのインターフェースの問題等々があるかと思っています。

次の質問で、各項目の中で具体的にどのような活動を行うべきかというのがあって、今、山中委員長からかなりのところの話があって、それには同感するところではありますが、順番に私の思いを述べますと、まず「継続的改善」のところは、やはり原子力施設といえますか、実用炉等の規則とか基準とかはあるのですけれども、うまくいっていると思うのですが、核燃料施設とか、RI施設等に対してどのように規制対応するかについて、時々ちょっと戸惑ったりするところがありますので、そういうものに対してグレーデッドアプローチをどのように効果的に作っていくのかというのが重要かと思っています。

それから、一つ目の「情報発信と対話」なのですけれども、いろいろな地方の方々との対話は重要だと思います。また、同時に、我々も電力会社とかCNO（原子力部門責任者）と議論をやっているのですけれども、JAEA（国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）とかQST（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構）もありますし、また、RI廃棄物とかと思うとRI協会（公益社団法人日本アイソトープ協会）というのも対象になるかと思えますし、また、我々は学協会の標準のエンドースの議論をしているのですけれども、そのような観点で学協会というのもあってもいいのかなと思いました。

それから「現場重視」は全く今山中委員長が言われたとおりでございますが、原子力施設だけではなくて、RI施設とか、あるいは核セキュリティ、あるいは場合によったら保障措置関係等の現場も見て、我々の判断に資するところもあるかなと思います。

三つ目の「原子力規制に関する人材の育成」でございます。大変重要だと思います。将来、どのような必要な業務が増えてくるのか、どういう枠になってくるのかということを考えて、ちょっと早い時期からそれになうような人材育成をしていくことも大事なかなと思います。

また、我々の方でも数年前から大学とか高専での人材育成事業を支援しているのですが、やはり高専、大学生の方々に原子力規制に関心を持ってもらうことが大変重要でございますので、人材育成の支援ということも引き続き大事なかなと思います。

「国際機関による外部評価」ですけれども、もちろんIPPAS（国際核物質防護諮問サービス）とかIRRS（総合規制評価サービス）の検査は重要ですが、同時に、安全条約とか合同条約をどのようにやっていけば、積極的に活用できるのかということも一つの問題、重要かなと思います。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

杉山委員、御意見はいかがでしょう。

○杉山委員

今挙げていただいた5項目以外に何かあるかという点については、私は大きな項目としての追加案はございません。それぞれについて一言ずつコメントさせていただきますと、最初の「情報発信と対話」、この対話は、当然、相手あつてのことです。相手は、まずは事業者との対話を充実させるのではないかと考えております。あとは自治体等でしょうか。いずれにしても、様々な立場の相手との対話を強化していくのかなということを考えております。

②に関して「現場重視」、こちらは既に検査というキーワードも出ましたけれども、やはり新検査制度というものがもう走っていて、リスク評価などをこのプロセスに取り入れるなど、私は非常に大きな進展があったと考えておまして、現場から得られる情報というのはますます重要になってくると思います。それを、必要に応じて現場からの情報を基準等にフィードバックするようなことも今後あるかなと思います。そういった点でやはり現場重視という点は強化すべき点だと考えております。

また、③の人材の育成、ないしは確保といいますか、今、行政職、研究職のキャリアパスは、プランの上でそれぞれ設定されているかなと思います。ただ、研究職、行政職が行ったり来たりという、ちょっと極端なのですけれども、私は、原子力規制委員会、原子力規制庁の中に研究職を持っているということ、その強みを生かしたいと考えておまして、研究職の職員が行政上のプロセスになるべく積極的に関与できるような仕組みが必要であ

りますし、行政職だからといって、研究的な活動ができれば、それはそれで非常に好ましいと考えております。その辺りは何とかうまい仕組みができないものかなと考えております。

一つ飛ばして5番目の「継続的改善」に関してですけれども、これに関して、この中で是非ともやりたいといえますか、やるべきかなと考えていることが一つございます。

今、運転期間の延長ですとか、あるいは新設の話が出ております。原子力規制委員会としてこれらを積極的に推進するという立場ではございませんが、いずれも規制対応が必要になると思います。そのときに、例えば、新しく炉を建設するといったときに、これまでの既設炉と同等の安全水準を求めればいいのか、あるいは一回り高いレベルを求めるべきか。この辺りをじっくりと検討しておく必要があると思います。

これなしに、いきなり具体的な炉型なり、スペックが示されると、いきなり個別の設備の議論に入ってしまうようで、そもそもどういったところを目指すかという議論を慌てて行う、ないしはスキップしてしまうおそれがあると思います。そういう意味では、今から我々はじっくり考えておくのがいいのではないかと考えておりますし、その過程で安全目標の議論が必要になるかもしれません。これは非常に重要な問題だと思いますけれども、今の時点で、私は、だから安全目標の議論から始めましょうと言うつもりはございませんで、必要に応じて安全目標の議論も視野に入れるという点で、今、そういうことを考えております。

私からは以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

伴委員、お願いします。

○伴委員

ありがとうございます。

挙げていただいた5項目はいずれも重要な事項だと思いますし、更に何か追加すべき大きな柱があるとは私も思っておりません。

幾つかコメントをさせていただくと、人材の育成の問題ですけれども、これはやはり自らの組織をどのようにしたいのかということについて、ビジョンを持つ必要があるのではないかと。10年先、あるいはその先を見据えたときに、この組織はどうあるべきなのか。例えば、大学あるいは大学院を出た人たちに入っていて、ずっとたたき上げで育てていって、その中で閉じた組織を作っていくのと、いろいろな人たちが常に入出入りしている、そういう組織として維持していくのでは、多分、方向性が相当違いますし、求められるものも違ってくると思うのです。

だから、どういう組織を目指すのかというところを、まず、明確なビジョンを持つべきではないかと。その中で、常日頃申しておりますけれども、やはりジェンダーバランスの問題は避けて通れない。これはもう本当に喫緊の課題であると思っております。

それから「国際機関による外部評価」、これが重要なのも、それは間違いないのですが、ただ、ともすると、日本のこういう国際機関との関係というのは、お墨つきをもらうためにそこに参加しているというような形をこれまでとってきたと思います。この原子力規制委員会は、そこから一步踏み出してもっと国際的な活動にもコミットしていく。

その点において相当改善はなされたと思っていますが、まだ十分だとは思いません。やはりそういった国際的な舞台で議論する。その議論に参加することの重要性というものを職員一人一人が認識すべきですし、実際に参加していかなければいけないと思います。

そういった議論に本当に常日頃から参加することによって、新たな気づきがあり、発見がありという、その連続で正に改善がなされていきますし、例えば、情報発信と対話ということに関しても、これは他国から学ぶべきことが相当あると思います。

もちろん背景が違いますので、同じやり方をそのまま持ってきてできるわけではないのですけれども、では、なぜできないのか、どこに決定的な違いがあるのかというのは、やはり議論を通してしか分からないところがあります。ただ向こうへ行って、情報を下さい、教えてくださいと言って分かるような話ではないので、ですから、そういう意味で、もっと国際的な活動に、本当に議論に参加するという意味で、そこから何かを得ると、あるいは作り上げるという立場での積極的な参加が必要ではないかと思っています。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

○石渡委員

どうもありがとうございます。

「情報発信と対話」というところから行きますけれども、情報発信ということについては、例えば、ホームページを今年新しくして、大変現代風のきれいな画面にはなったのですけれども、やはり自分が探す情報がなかなか見つからない、そこにたどり着けないというのは今も変わらないような気がするのです。こういう点は改善をしなければいけないと思います。

それから、この対話というのは主に外部との対話ということだと思います。私も何回か前委員長（更田委員長）に同行して地元市町との対話をしましたが、大変重要なイベントだと思います。ただ、この対話というのは、外との対話はもちろん重要ですが、原子力規制庁、あるいは原子力規制委員会もそうですが、内部で自由に活発な議論が行われるということももっと重要だと思います。そういう対話というものも心がけていきたいと思っています。

それから、2番目の「現場重視の規制」ですけれども、これは私は大賛成で、これはここへ就任して以来、私もずっと貫いてきた原則であります。現場重視ということは、その人が現場へ行っても、何も分からなければ、これは役に立たないわけで、現場重視ということは、すなわち専門重視ということだと思います。

つまり、そこへ行って、どうなっているかということが分かる人がそこへ行かないと、これはどうしようもないわけです。そういう意味で、そういう人材を育成するという次の項目にもこれは関わってくるわけです。そういう点が、私は、原子力規制庁という組織では非常に重要なのだと思います。先ほどおっしゃった研究職の人がたくさんいるということは、この組織の利点だと思うのです。そこをもう少しうまく活用していくという必要があると私は考えます。

それから、国際機関の件は、これはもうしっかり対応していくということだと思います。

「継続的改善」につきましては、これはいろいろ意見が出て、考えて改善をするわけですが、しかし、時々、改善だと思ってやったことが逆に改悪になってしまったというようなこともなきにしもあらずだと思うのです。これは、要するに、こういう何か制度とか、あるいは仕組み、規則などを改めたときは、ある程度時間がたってから立ち止まって考える、評価するということが大事なのではないかと思います。ただ改善、改善と言ってどんどん変えていくだけでは、どうもうまくいかないように私は思います。

以上です。

○山中委員長

ありがとうございます。

いろいろな御意見を頂きました。田中委員から安全文化とセキュリティ文化についての醸成のお話が出てきましたですけれども、いかがでしょう。大項目として何か組織文化の醸成のようなものを立てるか、あるいは5番の、かなり5番というのは重要だと思うのですけれども、5番の中のかなり大きな項目としてそういう組織文化の醸成のようなものを項目として入れていくという、そういう考え方もあろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○田中委員

山中委員長が挙げられた①②③④⑤の中で、特に先ほど⑤をまず重視して説明されたと思います。なので「継続的改善」といっても幅広いのだと思いますが、具体の一つとして核セキュリティ文化の醸成というののもあっていいのかなと思います。そのときにはセーフティとセキュリティのインターフェースもあるでしょうし。

○山中委員長

ありがとうございます。

杉山委員からリスクのお話が出ました。特にイメージされているのは、新しく提案されるような、そういう新しい施設の基準作りみたいなものをリスクに基づいてやっていくべきなのではないかというような御提案だと理解したのですけれども、その辺り、最後の5番目の大項目の中にきちんとした柱として立てていくということでもよろしゅうございますか。

○杉山委員

はい。是非、原子力規制委員会としての活動に加えていただきたいと思います。今おっ

しゃった新しい炉だけではございませんで、例えば、60年を超過したような炉に対しても、同じ安全水準をクリアすればいいのかといった議論もございますので、幅広く。

○山中委員長

あと、人材育成については、杉山委員、何かございますか。

○杉山委員

先ほど少し触れさせていただきましたけれども、やはり行政職、研究職というこちらの関係といたしますか、使い方ですね、うまいこと我々の組織にそれぞれがいるということを生かした、この強みを生かした制度作りといたしますか、あるいは人材活用ができればなど考えております。

○山中委員長

伴委員、人材育成のところでビジョンというのが大事だという御意見を頂きました。これは確かにそのとおりだと思うので、どんな人材を育成したらいいのかという、その辺り、まず何か具体的なイメージというのは、伴委員、ございますか。

○伴委員

いや、これは簡単に答えが出る問題ではないと思っているのですけれども、ただ、いわゆる霞が関の組織は、たたき上げで入ってきた人がずっと育って上に上がっていくというのが従来のやり方だったと思うのですけれども、この組織に関しては、やはりもう少し出入りが多い組織であるべきではないかなと私自身は思っています。

だから、そのためにはどうすればいいのか。例えば、現時点において中途採用の募集をかけたときに、それなりに応募があったとしても、それが未来永劫保証されるのかどうかというのはちょっと分からないですし、社会の状況が変わったときにもそういった体制を維持できるのかどうかというのは考えておかなければいけないと思うのですよね。

人材の育成をどうするかというビジョンを持ちつつも、まず、自分たちがしっかりすること。自分たちが外から見て魅力のある組織にならなければ、どんなにかけ声をかけても人はついてこないと思うのです。だから、まず、自分たちをしっかりとすることが大事ではないかなと考えます。

○山中委員長

ありがとうございます。

私も最初にお話をしたように、魅力ある組織を作る。これはどちらが先かというのはなかなか難しいところだと思うのですけれども、魅力ある組織を作る。それに伴って人がたくさん入ってきてくれる、あるいはたくさんスパインアウトしていく、あるいは別の組織に移っていくという大きな人の流れができることで活力が維持できるのではないかなと思っていますし、伴委員がおっしゃるとおりかなと。必ずしもインだけではなくて、アウトも必要かなという。イン、アウトがあって初めて活力が出るのかなと。そのためには、魅力ある原子力規制委員会、原子力規制庁にしていく必要があるかなと思っています。

石渡委員、何かございますか。

○石渡委員

先ほど申し上げたとおりです。特にございません。

○山中委員長

そのほか、何か委員の方。

どうぞ。

○田中委員

先ほど杉山委員からも話があったかと思うのですが、研究職というものがあるというのは我々の原子力規制庁の特徴的なものだと思うのです。また、若い人なんかでも、ちょっと研究に関心があって入ってきて、それをその後どのようにいろいろな規制等に反映するかが重要だと思うのです。

ということで、我々の方にも内部TSもあるし、JAEA安全研究センターとか一定数ありますから、そのようなところの安全研究を通しての人材育成、それが本当にいろいろな研究にバックされた形での規制とか検査とかができると思いますので、そこのところをいろいろと効果的に考えていければいいのかなと思いました。

○山中委員長

そのほか、何か付け加えて御意見、コメント等はございますか。

大方針については、この五つの柱で少し議論をこれからも進めていくということで、小項目については、幾つか意見が出ましたので、それを少し整理していかないといけないと思いますし、付け加えていただく必要もあろうかと思しますので、これからこのおよそ五つの方針で進めていきたいと思えます。

今後5年間の活動方針については、様々な御意見を頂きましたし、大もとの原点が福島にあるということ、あるいはこれからの軸も福島であるということについては、御異論のなかったところかと思えますし、また、原子力規制委員会が出発した組織理念、これについて見直さないといけないという御意見はなかったかと思えます。今後も現在の組織理念に基づいて活動していくということによろしゅうございますか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

何か原子力規制庁職員から、この点について御異論はございませんか。

○片山長官

全くございません。

○山中委員長

それでは、この組織理念、五つの理念でございます。「独立した意思決定」「実効ある行動」「透明で開かれた組織」「向上心と責任感」「緊急時の対応能力」と、こういう五つを我々は掲げて原子力規制委員会の運営を今後も進めていきたいと思えます。

確認でございますが、昨今話題になっている言葉として「効率性」という言葉がございます。効率的に適合性審査を進めていくということについては、事務の効率性を追求する

ということが、当然、行政機関としての前提でございます。活動原則に掲げている2番目の「実効ある行動」、これを実現させる一つの要素であると考えております。

これまでも被規制者との対話の充実や審査会合の運営の工夫など、審査プロセスの改善を積み重ねてきていますけれども、これを継続しつつ、更に改善を図っていくことも重要な点だと思いますので、委員におかれましても、審査、検査などを進めていく際に念頭に置いていただくようお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。ありがとうございます。

その上で、私から提示した取組の大きな項目、あるいは委員の皆さんから頂いた様々な御提案、原子力規制委員会の具体的な活動内容については、いろいろなコメントもございましたので、その点については、原子力規制委員会の中期目標が5年間のちょうど半ばに当たりますので、既に対応が完了している事項の記載も含めて、その改訂を進めてはいかかと思えますけれども、この点について委員の方の御意見をまず伺いたいと思えますが、いかがでしょう。

○田中委員

山中委員長が言われたのは、中期目標は作っているのだけれども、今回の議論等を踏まえてちょっと改訂すべきではないかと。そういうことでいいかと思えます。

○山中委員長

完了している項目もございますので、そういった項目と少し入替えを進める、あるいは小項目について、その中で議論を進めていくということによろしゅうございますか。

(首肯する委員あり)

○山中委員長

長官、具体的なスケジュール感というのですか、いつ頃までにこういう改訂をしていく、あるいは議論を進めていくということになりましょうか。

○片山長官

本日、委員の皆様方から様々な指摘がございました。今の中期目標との関係等々を整理するのに一定の時間が必要になるかと思えますので、まだ、すみません、事務的に全然、何ら検討していませんけれども、年が明けてから少し議論ができるように準備をさせていただいて、新しい中期目標にのっかって今度また原子力規制委員会の業務計画を御議論いただく必要がございますので、なるべく年度の切り替わりのタイミングでは御決定いただけるような形で、事務方、作業をしたいと思えます。

○山中委員長

それでは、事務局においては、中期目標の改訂について改めて御検討いただいて、原子力規制委員会で議論が進められるように準備を進めていただければと思います。

○片山長官

承知しました。

○山中委員長

それから、最後に、本日の大項目の中で挙げていた課題でございますけれども、国際機関による評価、特にIPPASとIRRSを受けることについて、委員の方から異論はなかったように思いますので、事務局で対応方針、これについても検討をお願いしますでしょうか。

○片山長官

はい。承知いたしました。

○山中委員長

それでは、検討いただき、改めて時期あるいは内容等について、具体的に原子力規制委員会に諮っていただけるようお願いいたします。

以上で議題1を終了いたします。

次の議題は「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部改正案等（未承認放射性医薬品等の二重規制の解消等）の意見公募の実施結果、改正政令案の閣議請議並びに告示案の厚生労働省及び農林水産省への協議」についてです。

説明については、放射線規制部門の吉川管理官、市原管理官補佐からお願いをいたします。

○吉川長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制部門の吉川でございます。資料2に基づき、説明させていただきます。

「放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部改正案等（未承認放射性医薬品等の二重規制の解消等）の意見公募の実施結果、改正政令案の閣議請議並びに告示案の厚生労働省及び農林水産省への協議」でございます。

趣旨としましては、次の事項3点を付議させていただきたいと思っております。

1点目は、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案及び改正政令案に基づく告示案への意見に対する考え方について、内容がよろしければ御了承いただきたい。

2点目は、改正政令案の閣議請議手続を進めることを御決定いただきたい。

最後に、改正政令に伴う告示案につきまして、関係省庁である厚生労働省及び農林水産省への協議を御決定いただきたいということでございます。

中身については、市原補佐より説明いたします。

○市原長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

放射線規制部門の市原です。

では、資料に基づきまして紹介申し上げます。

資料2の一番最後のページに、前回の原子力規制委員会資料をつけてございます。今回、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令、以降「RI法施行令」と申し上げますけれども、こちらの改正につきましては、適宜、後ろの表の方を御覧いただきながら、御参考いただければと思っております。

今回の改正概要につきまして簡単に紹介申し上げますと、これまで従前のRI法施行令におきましては、法の委任を受けまして、RI法の適用対象となる放射性同位元素を施行令の

方で規定してございます。現行の政令の規定におきましては、放射性医薬品ですとか、放射性治験薬、放射性で病院等で調剤される薬物等、そういったものにつきましては、RI法の適用除外として規定してございます。

今回の改正におきましては、RI法施行令におきまして各RI法と同等の放射線防護を担保する法令につきまして列記をさせていただきまして、それについて、実際に適用除外されるものについては、告示において定めるといった構造の改定を考えてございます。

今回、実際に適用除外となります未承認放射性医薬品等につきましては、政令において医療法にて規制されるものということで、告示においてそれらを規定するといった構造を考えてございます。

もう一点ございますのは、最後のページでございますけれども、今回の未承認放射性医薬品等のRI法の適用除外について整理をしてまいりましたところ、厚生労働省との間で、放射性治験薬につきましては、この運搬について、適用法令が曖昧であるということが確認されました。

これまでにつきましては、医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）の準用におきまして運搬の方は規制されてございますけれども、同省との検討の結果、こちらにつきましてもRI法の適用とすることを明確化するということも、今回、踏まえてございます。

以上が改正の概要になりまして、ページの方を1ページに戻らせていただきます。

前回の原子力規制委員会の6月29日にお諮りいたしまして、意見公募の実施について了承いただきました。意見公募につきましては、本年7月4日から8月2日まで。前回の原子力規制委員会では6月30日からの1か月としてございましたけれども、ちょっと手続が遅れまして数日遅れましたけれども、30日間意見公募を実施いたしまして、提出意見数は22件を受け付けました。

次の2ページからは「提出意見に対する考え方等」について御紹介申し上げますけれども、こちらの資料の方でそれぞれを御紹介したいと思います。

資料の5ページ目からが提出意見に対する考え方をまとめたものでございます。主要なものにつきまして、これから御説明申し上げます。

5ページから11ページまでにかけての全体的な意見としましては、今回、先ほど申し上げました政令及び告示の内容が分かりにくいといった御意見が多々ございました。こちらにつきましては、政令と告示の読み方等を紹介する形で考え方におきまして回答をしてございます。

次に、13ページでございますけれども、24番でございます。こちらにつきましては、下段の方に書いてございますけれども、先ほど申し上げた放射性治験薬の運搬についてRI法を適用することについては、準備期間が必要であるといった御意見を頂きました。これにつきまして、厚生労働省とともに関係団体の方に意見聴取をいたしまして、実際にRI法の適用については、準備が必要であると。例えば、運搬車両の仕様の変更ですとか、そうい

ったものがあるということが確認できましたところ、こちらにつきましては、RI法を適用した運用の方を円滑に導入いただくために、施行期日を令和6年1月1日と見直すということをご検討いたしました。

こちらにつきましては、政令案の方においても、現在の案では令和4年11月1日からの施行としてございますので、こちらを令和6年1月1日と見直すということをご検討したいものです。

次が33ページにおきまして頂きました御意見です。こちらは政令改正の内容に直接関係するものではございませんが、このたび告示の方でRI法を除外するものを定めましたところ、他法令において適用除外されるものとして、汚染物についても書き連ねることをいたしました。そうしたところ、御質問、御意見がございましたのが、では、核燃料、核原料についての汚染物については、RI法の適用がされるのでしょうかといった御質問ですとか、この趣旨は何であるかといったこと等々の御指摘がございました。

考え方につきましては、一つ目の矢羽根（➤）にございますけれども、核燃料、核原料により汚染されたものについては、RI法の適用ではないということ。これにつきましては、核燃料、核原料につきましては、利用形態いかに問わず炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）の規制であるということをご説明してございます。

他方で、RI法の適用除外において汚染物というものを記載することについて、三つ目の矢羽根（➤）で紹介してございますけれども、こちらにつきましては、他法令で規制する法律に委ねられるものということで、他法令における利用目的、利用過程等々を書き並べていった結果、汚染物の扱いというものについても書き下すこととしたということを紹介してございます。

もう一点は41ページでございますが、先ほどの放射性治療薬の運搬関係につきまして、こちらについては、運搬等は、実際に使用する病院等、医療法等で一元化されるべきではないかですとか、あとは、実際の運用についての照会、お問合せを頂いております。

医療法の方で一元化できないかということをご説明したけれども、基本的に医療法の方では運搬の方は規制されていないということで、この点については、RI法の適用を除外することはできないということをご説明してございます。

更に、運用につきましては、前回の原子力規制委員会でも紹介差し上げました厚生労働省と当庁の連名の通知により、運用の内容について案内紹介しますということをご回答申し上げておまして、後ほど紹介いたしますが、この資料の中でも発出予定の通知について、参考に添付してございます。

以上がパブコメ（パブリックコメント）における意見の主な御意見でございました。

これらを踏まえまして、別紙2の方で、53ページでございますけれども、このたび閣議請議いたします政令の案について、つけてございます。53ページから政令改正案の方をつけてございますけれども、54ページで先ほど申し上げた施行期日の変更を令和6年1月1日とするということをご修正してございます。

次に、この政令が施行されます後に（正しくは、政令が公布されました後に）厚生労働省、農林水産省に協議いたします告示案については、58ページの別紙3からつけてございます。多々修正箇所はございますけれども、用語の適正化等々をしたものでございまして、前回紹介したのから内容に変更はございません。

次に、64ページからは厚生労働大臣、66ページは農林水産大臣宛てに原子力規制委員会から協議をいたします際の協議文書について、つけてございます。

次に、別紙5、67ページからでございますけれども、こちらについては、先ほど申し上げました厚生労働省と当庁の連名の運用に関する通知ということで、こちらの宛て先は、各自治体、こちらについて、自治体を經由いたしまして病院等に届くこととなりますけれども、こちらについて添付してございまして、69ページにおいて「施行に当たり留意すべき事項」ということで、先ほど申し上げた運用に関する事項について連絡をするという予定でございます。

別紙6につきましては、先ほどの通知は連名でございますけれども、別紙6については、当庁の関係団体宛てということで、別紙6を別紙5と併せて関係団体に送付するということを予定してございます。

以上が資料の御説明になりまして、3ページの方にお戻りいただきますと「今後の予定」を記載してございます。

本日の原子力規制委員会の方でお諮りいたしまして、予定では11月に政令につきまして閣議決定をいただき、その後、改正政令の公布をいたしまして、公布を受けまして先ほど申し上げた厚生労働省、農林水産省への協議の方をいたします。この協議結果を踏まえまして、12月に、再度、原子力規制委員会におきまして告示の方を決定いただき、この告示が公布されますから先ほど申し上げた通知の方を発出したいと考えてございます。

その後、通知を受けられた方々の1年間の準備期間がございまして、令和6年1月1日から政令及び告示が施行されるという予定で考えてございます。

資料につきましては、説明は以上になります。

○山中委員長

御質問、コメントはございますでしょうか。

○田中委員

ちょっと1点教えてください。13ページで施行令は元の案では令和4年11月1日だったのでございますけれども、令和6年1月1日に見直すと書いているのですけれども、そのところの理由でRI法の運用を円滑に進めるためと書いています。その辺のところ、もう少し内容を教えていただけませんか。

○市原長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

こちらにつきまして、新たに運搬についてRI法を適用するというので、これまではRI法と同等である医薬品医療機器等法の準用で運搬されておりまして、基本的にはおおむね同等の規制ではございますけれども、RI法におきましては、車両についての仕様ですとか、

そういったものを変更する必要があるということで、具体的には標識をつけたりですとか、あとは、赤色灯を車につけるですとか、そういったことがございます。

もう一点は、それを今まで薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）の準用で運搬されていたものについて、今度はRI法で運搬され、それを医療法側で受け取るということで、病院等におきましても、そういった運搬に関する契約ですとか、そういったものの変更があるということで、それらの準備に時間を要するというので、それらの準備のために時間を設けまして、RI法の適用を導入していただくと、そういった趣旨で書いてございます。

○田中委員

分かりました。

○山中委員長

そのほか、どうぞ。

○伴委員

今の点ですけれども、だから、少なくともこれまでは薬機法を準用していたわけですね、治験薬の運搬に関して。それを今回の改正でRI法にすることを明確にするという、位置づけを明確にしたということだと思いますが、ただ、私の理解では、原子力規制委員会、原子力規制庁としてはむしろ厚労省（厚生労働省）側にこれを寄せる。だから、現状を追認というか、そちらを志向していたと理解しています。

むしろRI法に寄せるべきだというのは厚労省側の主張だったと思うのですけれども、この施行期日を延ばすことになったというのは、その辺の現状把握といいますか、対応に時間が掛かるというところを厚労省側はきっちり把握していなかったということになるのでしょうか。

○市原長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

こちらの件につきましては、厚生労働省とも相当長い期間相談いたしまして、厚労省からも関係団体の方に事情聴取等はしていただいております。他方、RI法の適用のためにこれほどの準備時間が掛かるかということについては、なかなか把握できていなかったということが、今回、このようなことになってしまった実態と考えてございます。

○伴委員

現場からそういう声が出てきたので、確かに対応できないものを無理やり進めることはできないですから、約1年遅らせるというのは判断としては妥当だと思います。

以上です。

○山中委員長

そのほか、いかがでしょう。よろしいですか。

私の方から。33ページのコメント、あるいはその回答、廃棄物の話なのですが、RI法と他法令との切り分けというのがかなり明確になって、二重規制がなくなったというところはよく分かったのですけれども、炉規法とRI法の両方の法律で規制されているような施設

について、そういう施設から出てくる廃棄物はもうRI法の管理下にはないと考えてよろしいですか。汚染されたものという定義はされているのですけれども、使用施設として両方の法律にまたがるような施設というのはあると思うのですけれども、大学の医学部ですか、あるいは病院とか。

○市原長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

基本的には切り分けて管理はされてございまして、炉規法の汚染物は炉規法の汚染物、RI法の汚染物はRI法の汚染物としてそれぞれが規制下で管理されているものでございます。

○山中委員長

法律上は切り分けるということですね。

○市原長官官房放射線防護グループ放射線規制部門管理官補佐

法律上もそうですし、実態上も切り分けられています。

○山中委員長

実態上は必ずしもそうでもないと思うのですが。

○吉川長官官房放射線防護グループ安全規制管理官（放射線規制担当）

放射線規制部門の吉川でございます。

そういうところもあると思います。同じ管理、両方の法の適用を表示するという運用もあると認識してございます。

○山中委員長

分かりました。

そのほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、別紙1のとおり、御意見への考え方を了承してよろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○山中委員長

その上で、別紙2の政令案について、閣議請議の進めることを決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山中委員長

別紙4のとおり、厚生労働省、農林水産省に告示案の協議を行うことを決定してよろしいですか。

（「異議なし」と声あり）

○山中委員長

ありがとうございます。

それでは、御意見に対する考え方を了承いたします。また、改正政令案の閣議請議の手続を決定し、告示案の協議を決定いたします。

以上で議題2を終了いたします。

次の議題は「日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号機ボーリング柱状図データ書換え

に係る原子力規制検査の結果及び今後の対応」についてです。

説明は実用炉監視部門、杉本管理官からお願いいたします。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の杉本でございます。

それでは、資料3に基づいて御説明いたします。

まず「1. 趣旨」ですけれども、日本原電・敦賀2号機のボーリング柱状図データ書換えに係る原子力規制検査の結果について報告するとともに、被規制者に対する通知と今後の原子力規制庁の対応方針について、了承を諮るものでございます。

「2. 経緯」です。敦賀2号の審査において書換えがあった件につきましては、昨年8月18日の原子力規制委員会において御議論いただいた際に、審査において事業者の評価結果が妥当であるか審議するためには、審査資料自体が信頼の置けるものであることが必要であるので、原子力規制検査として以下①②の観点で優先的に検査を進めると、そういった方針が了承されたところでございます。これを受けて、原子力規制庁としまして、その後も公開会合や日本原電本店での検査を行ってまいりました。

「3. 原子力規制検査の結果」ですけれども、「3. 1 検査の視点」でございます。原子力規制委員会です承された2点の方針について、具体的には以下の観点で検査を行いました。

まず、1)ですけれども、評価結果の根拠となる、元となるデータが社内規程に定義され、変更していないことを明確にしているか。更には、肉眼観察や薄片観察といった複数の調査結果がある場合には、それぞれ元となるデータと調査結果が示された上で、最終的な評価結果や技術的な理由が示されることが社内規程に明確になっているかということで、要は、社内規程で明確にルール化されているかどうかという観点でございます。

2)については、複数の調査結果から評価結果が導き出される場合には、日本原電自身が確認しているか。

そして、3番目、元となるデータが変更されることなく審査資料に示され、かつ、複数の調査結果に対する最終的な評価結果や技術的理由というものが調査データまでトレースできるかどうかという観点でございます。

以上の点を確認できれば、原子力規制委員会から指示があった二つの業務プロセスが構築されているかどうかというのは判断できると思っております。

最後の4)については、こうした1)から3)までがおおむね確認できたとしても、継続的な品質確保の観点から、更なる改善点がないかといった観点からも検査をしました。

「3. 2 検査の結果」についてですけれども、今御説明した四つの観点から、それぞれ確認できたことの結論を記載しております。

1)の観点からは、審査資料作成の手順などを定めている設計管理要領を確認したところ、元となるデータについて定義していることを確認しましたし、また、業務の実施計画に相当する技術検討書にも元となるデータを具体的に記載することを規定するとともに、

技術検討書にも、例えば、コア観察カードやスケッチ原図といった元となるデータを定めていること、更には、設計管理要領や技術検討書に「複数の手法により評価した結果を示す場合は、その判断根拠を明確にすること」ということを規定しておりまして、文書的にもきちんとルール化されていることを確認しました。

2) の観点では、委託先からの報告書に基づいて作成する資料が技術検討書の要求を満たしていることについて、検査官が資料や事業者へ直接質問したりして、日本原電自身が審査と検証をしていることを確認しました。

3) のトレースできるかどうかにつきましては、新たに作成した10本のボーリングコアに対する審査資料のうち、これまで検査で誤記などが多かったような二つのボーリングコアを抽出して、実際に柱状図の記載や調査データ、コア観察カードなどですけれども、そういった記載も確認したところ、確認した範囲においては審査資料中の柱状図の記載が調査データまでトレースできたし、また、複数の調査結果に対する評価結果とその判断根拠も審査資料に記載されていることを確認しました。

最後に、4) の継続的な品質確保の観点からは、ちょっと細かい話にもなりますが、設計開発の変更管理における影響評価が不明確であったり、技術検討書のデータフロー図と実運用とが不整合であったり、また、総合評価資料に根拠のデータが掲載されていなかったといったような改善すべき点が認められましたけれども、日本原電からは、設計開発の変更管理については、変更内容に応じて影響を評価することや、データフロー図の不整合や総合評価資料における不掲載については、いずれも改善したということの説明を受けたところでございます。

そして「4. 原子力規制庁の評価」でございますけれども、まず、4. 1の原子力規制委員会から指示がありましたプロセス構築状況の評価、これにつきましては、先ほど3. 2で御説明した検査の結果から、1) から3) が確認できたことによって、2. ①②に記載した二つの確保され得る業務プロセスの構築、これがなされていると判断いたします。また、4) で確認したように、現時点で確認した範囲においては、継続的に品質を確保する取組もなされているものと判断しております。

次に「4. 2 検査気づき事項の評価」ですけれども、そもそも今回の件は、これまでの審査資料に何度も多くの誤りを繰り返した中で柱状図データの書換えが判明しまして、その原因について原子力規制検査で確認していくことになったのですけれども、その検査の中で日本原電の審査資料の作成プロセスが不十分であることが明らかになりました。

そのことについては、昨年7月の原子力規制委員会で御報告したところですが、そうした状況になっていたということで、原子力規制委員会の審査に何度も手戻りを生じさせて、また、重要なデータが上書きされていたといったような、規制活動に影響を及ぼしたということを踏まえまして、ここで改めて検査における気づき事項に対して評価をいたしました。

その結果として、重要度は無しですけれども、深刻度はSLⅢと評価しております。

評価の詳細を別紙2につけておりますが、まず、なぜ書換えが起こったのかについて、通し7ページのところを御覧ください。

事象の説明の欄に記載しておりますけれども、令和2年2月7日の審査会合におきまして、ボーリング柱状図の記事欄が不適切に書き換えられていることが判明したのですけれども、なぜそのような書換えがあったかということについて、次の「経緯を確認したところ」の段落に記載しておりますが、要は、日本原電と調査会社の間で、薄片観察は顕微鏡で見た結果であって、肉眼観察よりもより詳細な観察であるということで断層岩区分に反映させることを決めたこと。

一方で、調査会社が作成した資料に多数の誤記があったために、その再発防止のためにデータベースを整理して柱状図や審査資料に反映させることにしたのですけれども、こうした作業を行う過程で、本来は柱状図の記事欄には肉眼観察の結果のみを書くべきところを、一部のデータにおいて薄片観察の結果に書き換えられるということになったということでございます。

なお、いわゆる生データであるコア観察カード、こういったものの内容は変更されておりました。

最後の段落のところでありますが、検査ではこうした書換えに至った事実関係を整理して、原因調査分析の状況を確認し、その状況については、昨年7月28日の原子力規制委員会で途中経過として報告したところでございます。

その時点で既に判明していた点として、次のページにAとBを記載しておりますが、審査資料作成のために必要な業務計画が作成されず、手順や変更管理などが適切に実施されていなかったり、Bのところですが、柱状図や性状一覧表などの重要な資料の記載を明確に定めていなかったために、薄片観察の結果の記事欄に反映してしまった。また、データの採用の是非について、適切に評価することなく上書きしていたというもので、こういったことについて、昨年7月の原子力規制委員会で報告したところでございます。

なお、検査の中では、日本原電自身が審査官を錯誤させる目的で意図的に審査資料の書換えを行ったということについては、確認できませんでした。

次の検査指摘事項の重要度評価ですけれども、こうした状況についてパフォーマンス劣化があったかどうかですけれども、これらは品質管理基準規則に適合することに失敗しているということで、パフォーマンス劣化であったと判断しております。

ただし、これを安全重要度の観点でスクリーニングしたところ、このパフォーマンス劣化は、まだ許可処分をした段階ではない審査中の原子炉施設、その耐震性を判断するための審査資料の作成に関することございまして、実際に原子炉施設に有意な機能劣化をもたらしたとまでは言えないと考えておまして、検査指摘事項には該当しないと判断しております。

一方で、その下の深刻度評価ですけれども、ガイドに基づいて評価を行ったところ、原子力安全に実質的な影響を及ぼさなかったとはいえ、そもそも許認可申請の内容について

は、正確で時機を得て情報提供されるという前提に基づいて行われるものでございまして、敷地内破砕帯の活動性の評価という非常に重要な論点のデータについて、正確な情報が提供されなかったことによって、審査に不必要な混乱や人的資源を多大に費やすことになったということは、これは原子力規制委員会の規制活動に大きな影響を与えたと判断しております。規制活動に対する影響の度合いを踏まえて、深刻度はSLⅢと判断しております。

通し3ページに戻って「5. 通知の実施及び今後の対応方針（案）」です。

今回の評価では重要度の評価は無しでございますけれども、通常は重要度と深刻度は相関性がありまして、SLⅢというのは通常では白相当でございます。そうした場合の規制措置、例えば、追加検査や公開会合の開催とか、あるいは是正措置状況の報告を求めるといったようなことも考えられますけれども、そうした措置を講じるべきところ、今回の件については、既に2年程度かけて個別の検査を行ってきておりまして、また、公開会合も開催して聴取してきたと、そういった経緯がありますので、こうした段階になっていることを踏まえて、日本原電に対して、通し10ページ、別紙3に通知文をつけてございます。管理官名の通知をつけておりますが、先ほど御説明したことのポイントを書いた上で通知を行うという案でございます。この通知を行うことについて、御了承いただきたいと考えております。

最後、5.の「また」のところですが、先ほど3.で御説明したとおり、これまでの検査によって、昨年の原子力規制委員会で指示がありました、二つの業務プロセスが構築されていることということについて確認したと思っておりますので、今後の検査については、通常原子力規制検査、これは品質マネジメントシステムの運用に係る日常検査やチーム検査というやり方ですが、そうした検査の中で是正処置やその実施状況を確認していくということにしたいと考えており、そのことについても御了承いただきたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

○山中委員長

本件は令和2年2月にこの事実が発覚し、令和2年10月の原子力規制委員会で議論が開始されたと考えてよろしいですね。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

はい。

○山中委員長

それ以降、検査でこの件を調べていただいたということで、2年余り時間がたっておりますが、本日、検査結果をまとめていただき、安全重要度、深刻度の評価結果を提案いただいたところですが、この件について何か御意見はございますでしょうか。

○石渡委員

今回の3ページの4.に「原子力規制庁の評価」というのがございますけれども、これをかみ砕いて言えば、誤りとか不用意な書換えがないきちんとした審査資料を作れるよう

な制度や体制が整ったという評価だと理解をしますが、それでよろしいですか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

評価というか、検査の内容としては、そのようなことが確認できたと考えてございます。

○石渡委員

それで、この深刻度評価SLⅢ、Severity levelⅢですね。このSeverity levelⅢというのは、私は、新検査制度が始まって多分2～3年ぐらいになると思うのですがけれども、余り記憶がないのですがけれども、ほかにどんなところがありましたか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

柏崎刈羽の不正の関係で、確かSLⅢの白判定というのがあったかと思います。

○石渡委員

柏崎刈羽については、セキュリティ関係でもっと重い深刻度の評価が出ているわけですが、そうすると、柏崎刈羽で1回出たと。それ以外は出ていないという理解でよろしいですか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

SLⅢについては、そのように記憶しております。

○石渡委員

そういう意味では、非常に重い評価であると受け止めます。

それと、原子力規制検査というのは、どの発電所でも定期的に行われるものですし、原子炉を動かす前には必ず行われるわけですが、これについては、検査料金というのを取って行われていると理解しておりますけれども、その理解は間違いないですか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の杉本でございます。

規制検査については、日常検査とか、サンプル数とかも考慮した上で、毎年、事業者の方から費用（手数料）を取っておりますし、ただ、追加検査ということになれば、これは別途費用を徴収するというような手続になってございます。

○石渡委員

今回の検査については、費用は徴収したのですか、しなかったのですか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

今回は追加検査という位置づけでやっておりますので、通常の原子力規制検査の範囲内で実施いたしました。

○石渡委員

検査の料金は取っていないということですね。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

取っていないというか、全体の毎年事業者から頂く基本検査、日常検査とチーム検査を合わせて基本検査と言いますが、その辺の検査料金として徴収している、その枠内でやったということでございます。

○石渡委員

分かりました。取りあえず、この内容については確認ができました。

以上です。

○山中委員長

どうぞ。

○田中委員

頭の整理のために教えてください。

これは深刻度がSLⅢと書いているのですけれども、このようなときに、どのような判断基準かというのは結構難しいかと思うのですけれども、Ⅳ又はⅡではなくてⅢと考えた、ちょっとその辺の理由について、もう少し教えていただけませんか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の杉本です。

実はこの安全重要度は、ガイドを参考でつけておりますけれども、一番最後の14ページ、15ページにガイドの抜粋があるのでありますが、ここの15ページの一番上のところに、通常は安全重要度と深刻度というのは相関関係があって、それで、例えば、重要度が緑の深刻度レベルはSLⅣに相当すると考えられるけれども、重要度で評価されない14ページに書いてある三つの観点、要は、原子力安全、あるいはPPに実質的な影響を及ぼすものであったか、次には規制活動に影響を与えたか、そして、cとして意図的な不正行為があったかと。

今回、aについては、安全重要度の観点では影響はないと判断しましたが、bやcの観点では、cについても、今、意図的な不正というところはちょっと見つかっていないと思っておりますが、ただ、bに対する大きな影響があったと判断しております。そうした場合、重要度なしの場合は、普通の場合は深刻度も軽微ということになるのですが、一つランクを上げてSLⅣでいいのかということもさんざん検討はいたしました。でも、そこはそれでは全然足りないだろうということでSLⅢ。

SLⅡというところももちろん検討はいたしました。その場合、規制措置として何をやっていくべきかということにもなっていくかと思うのですが、今回、先ほどちょっと御説明しましたけれども、通常、SLⅢ、白相当であれば、公開会合とかで聴取したり、あるいは行政指導で報告聴取とかを行ったりというようなことも考えられるし、更に、それがSLⅡになったら報告徴収命令とか、あるいはSLⅠだったら、これは柏崎刈羽の例で是正命令ですね、そういうものを出したりとより厳しくなっていくと考えておりますけれども、今回はSLⅣではもちろん足りないと思いますし、SLⅡかⅢというところはいろいろ議論しましたけれども、SLⅢ相当で、しかも通知をするということで提案したいと思っております。

○田中委員

よく分かりました。

○伴委員

原子力規制検査というのは、本来は運転を開始したプラントについて、そのオペレーションが適正に行われているかどうか、改善すべき点がないかどうかというのをチェックするものだとして理解してはいますが、今回に関しては、過去に運転した実績があるとはいえ、審査に関する内容であると。それを半ば無理やり検査という枠組みの中に入れてやったので、それをこの枠組みの中で判断、評価すればこうなるという点については、SLⅢという評価も含めて同意はしますが、何ともしっくりこないものがある。そこはやはりそういう印象は拭えない。

確認したいのは、こういうことが起きた。では、今後、審査において、この事業者の能力の評価にこれは跳ね返るのでしょうか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の杉本でございます。

あくまで検査は品証の観点、これも品質マネジメントシステムの運用の観点から検査しました。その結果として、現段階ではそういった体制なりというもの、ルールは構築されているというところまでは確認しましたし、それが継続的に今後もあるのかということも、限度はありますけれども、確認してきたということです。

ただ、今、伴委員がおっしゃられたとおり、今後、それが審査の中でまた同じようなことが起こったりとかということがあり得るのかということについては、これはそのようにならないようにこういった体制を組んだと事業者からはもちろん聞いていて、我々も今の段階ではこの体制の構築というのは妥当だと思っておりますので、本当にそれがなされるかどうかということは、今後、審査の中で出てくる資料とか、そういったものに影響してくるのかなと考えてございます。

○伴委員

今の時点でその答えを出せるとは思わないのですが、つまり、審査において、事業者の能力とか適格性ということは、当然、評価されるわけで、そういったときに、これは考慮すべき要素にはなるのか、ならないのか。仕組みとしてそこはどうなっているのでしょうか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の杉本です。

審査の中で能力とかということに関係してくるかどうかというところは、審査部門の方から。

○小野長官官房審議官

原子力規制庁の小野でございます。

今、審査の中でこういった品質保証に係るようなものを見ていくかということになると、技術的能力ということで、今、伴委員の方からお話がありましたが、技術的能力の中でこれを見ることにはなっておりません。なので、具体的に、今、審査のプロセスでこういったものを見るというのはないわけですが、もう既に日本原子力発電の場合は、敦賀発電所の保安規定が出ておりますので、やはり保安規定の中に定められている品質保証と

いますか、品質管理の中で彼らが見ていく。それに不適合があれば、やはり検査の中で見ていくと、こういったことになるのかなと考えております。

以上です。

○伴委員

だから、現行の規定の中で直接的にこれを見るようにはなっていないということですよね。

○小野長官官房審議官

そのとおりでございます。

○山中委員長

既に審査の話が始まってしまったのですけれども、まず、前段階として、この検査の結果、安全重要度、それから、深刻度の判定結果が提案されているのですが、この件についてはいかがでしょうか。御意見はございますか。

○石渡委員

今の説明を聞いて、この評価は妥当であると私は考えます。

以上です。

○山中委員長

ほかの委員の方はよろしいですか。

どうぞ。

○杉山委員

この結果については、これに異論はございませんけれども、やはり先ほどの審査の話になってしまったという点にちょっと戻してしまいますけれども、今回は調べた結果、意図的にデータを換えたような、そういったことは確認できなかったといたしますか、そういう判断には至らなかったと理解いたしました。

それは、当然、向こうのデータの取扱いにずさんな点があつて、とはいえ、それぞれのデータはきちんとしたものが残っていたからトレースできたということだと思っておりますけれども、では、本当に意図的に何かやろうとしたら、できてしまうのかということところがちょっと心配というか、審査に関わる立場としては、事業者が出してきた情報というのをどこまで遡るか、どこかでは事業者自身を信頼するということに行き着くわけで、その部分が今の制度の中だけで防止できるようなものかどうかというのは難しいのですけれども、それでも、可能な範囲でそこが客観的なデータであるということが保証できるような仕組みになっているかということが気になりました。ただ、それは今のこの検査の一環とはちょっと関係のないところかもしれませんが。

すみません。感想めいたことすみません。

○山中委員長

そのほか、御意見はございますか。まずは、検査の結果の判定についての議論ですけれども、よろしいですか。

私、本件の発覚が令和2年の初めだったと思うのですけれども、検査で見るようになったのが令和2年の秋からということで、最初にこれが原子力規制委員会で議論があったときに、やはり重大な案件であるというのは印象としては持ちましたし、日本原子力発電について考えますと、私、東海第二原子力発電所の審査にも加わっておりまして、同じような審査の資料の間違いというのが極めて多い。かなり重大なミスもございました。

ということで、マネジメントについて非常に注意をしながら審査を進めた記憶がありまして、本件が発覚したときに、まだこれは東海第二の許可が下りて別の審査が始まっておりましたので、全社的に全部審査を中止しろという、そういう意見を述べさせていただいたのですが、委員の方で様々な御議論をいただいて、これは敦賀の発電所に特有の案件であるので、こちらの方の審査だけを止めようということで検査が始まった経緯があるかと思えます。

ということで、私自身もかなり本件は重大な案件であるということを当初から認識しておりまして、検査結果を注視していたところなのですけれども、当初、理解していた、その柱状図、いわゆるボーリングコアを観察した一次データが書き換えられたと私は理解していたのですけれども、そうではないということが本日の説明でもはっきり分かったかと思えます。

原因なのですけれども、3ページの4.2に書いてある、審査作成資料プロセスが極めて不十分であったというところが原因であると考えてよろしいですね。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の杉本でございます。

全体的に言えば、そういうことだと思います。

○山中委員長

ということで、委員の方の御意見でも、安全重要度はなしということで、深刻度のみがSLⅢということで、私も若干釈然としない、もう少しというところはあるのですけれども、これは総合的に見て、Ⅲで委員の方の意見が統一されているかなと思えますので、私もⅢで、一次データが書き換えられた、あるいは直接的な不正が認められたということはないという検査結果に納得いたしましたので、SLⅢという深刻度で結構かと思えます。

今後のありようなのですが、まずは、原子力規制委員会として、今回の検査の結果、事務局から出てきた結果を了承してよろしいですか。

どうぞ。

○石渡委員

審査書について、評価書ですか、別紙2ですね、これの7ページの下から10行目に「柱状図の記事欄の一部が明確に識別されずに書き換えられ」とありますが、「明確に識別されずに」という意味がどうもよく分からないのですよね。柱状図の記事欄の一部が書き換えられたという事実が大事で、明確に識別されずにということがよく分からないので、これは削除した方が私はいいのではないかと思うのですけれども、ほかの場所でもこれは入

っていないのですよね、この文言は。いかがでしょうか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の杉本です。

この「明確に識別されず」という趣旨は、先ほど申しあげました、この記事欄には肉眼観察の結果のみを書くというのがルールのところ、それをいろいろな整理作業をしているうちに上書きされてしまった。そこをきちんと肉眼観察、薄片観察、また、それを明らかにしながらきちんと書いていくところをやらないといけないところが明確に識別されずという、そういう趣旨で書いたものでございます。

○石渡委員

ただ、その時点では彼らはそういうことが必要だとも思っていなかったわけですから、書き換えてしまったわけですから、だから、この「明確に識別されずに」というのは、これは後から後づけでそうであったという思いをここに反映したのだと思いますが、私はこれは不要なのだと思いますが、いかがですか。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

承知いたしました。そうしたら「記事欄の一部が書き換えられ」という、ちょっとこの文言は削除してセットしたいと思います。

○山中委員長

私もそのとおりでと思います。一次データは、そのままボーリングコアを見ていたものをきちんと書いたと。それを記事に落としていくときに、本来ならばボーリングコアを見た結果をそのまま書くべきであって、そこに付け足すというのは、技術的には、石渡委員、あり得ない話なのですよね。

○石渡委員

付け足すというより、これは実際に書き換えたわけですよね。ですから、そのところが一番の問題だと私は認識しております。

○山中委員長

そこはちょっと修正していただいた方がいいかなと。どうしましょう。本日、今の時間でまだ少し議題があるので、時間内に書き換えていただくと。

○片山長官

御指示は部分的に文言を削るだけですので、それを含めてこの内容を御了承いただけるのであれば、後ほど原子力規制委員会のホームページに修正版をアップしたいと思います。

○山中委員長

石渡委員、それでよろしいですか。

○石渡委員

はい。結構です。

○山中委員長

私もそれで結構です。

それでは、原子力規制委員会として、別紙3のとおり通知すること及び今後の検査の方針について了承したいと思います。今後、日常検査、あるいはチーム検査で状況を見ていくという、そういう通常検査に戻るといいう形でよろしいですね。

○杉本原子力規制部検査グループ安全規制管理官（実用炉監視担当）

実用炉監視部門の杉本でございます。

彼らはこれまでのところでこのように是正処置をしようとしているので、品質マネジメント、PI&Rといいますけれども、そういった検査の視点で引き続き彼らの取組は見ていきたいと思っております。

○山中委員長

それでは、検査の方をよろしく願いいたします。

改めて審査のお話に移りたいと思うのですが、日本原子力発電株式会社の敦賀2号炉の新規制基準適合性審査については、検査によって業務プロセスが確認されるまでの間、審査会合は実施しない、停止をしておりましたけれども、本日の事務局の報告によって、一定の確認がされたということで、今後の審査についての検討を行いたいと思っております。

審査会合の担当委員である石渡委員から御意見、あるいは他の委員からも御意見を頂きたいところですが、まず、石渡委員の方から審査会合についての御意見を頂きたいと思っております。

○石渡委員

先ほども申しましたように、誤りとか不用意な書換えがないようなきちんとした審査資料を作れる体制、制度が会社の中で整ったという判断でございますので、これをもって審査会合を再開するというようにするのがよいかと思っております。

以上です。

○山中委員長

そのほかの委員、審査についていかがでしょう。

どうぞ。

○田中委員

私も今の石渡委員のお考えのとおりと思ひまして、再開することいいかと思ひます。

○山中委員長

そのほかの委員、どうぞ。

○杉山委員

今回のこの件のみならず、同じようなことがほかのデータについて起こらないということを社内で徹底していただくということはもちろん前提とした上で、審査再開は問題ないかと考えております。

○山中委員長

念のため、伴委員はいかがでしょう。

○伴委員

私も審査再開ということで結構です。

○山中委員長

私も審査再開で結構かと思います。

石渡委員、審査の方を再開していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○石渡委員

分かりました。ただ、こういうことがございましたので、審査に当たっては、厳しく見させていただくというつもりしております。

以上です。

○山中委員長

同じような誤りが審査資料の中で繰り返されるようなことがございましたら、また原子力規制委員会に諮っていただいて、検査をまた改めて厳しくするということもあり得るかもしれませんので、審査の方をよろしくお願いいたします。

本件は以上のとおりとしたいと思いますが、これは2年にわたって検査が続いておるわけでございますけれども、昨年秋の段階で、事実関係が把握できた段階である程度の判定ができたのではないかなと思います。その時点でできれば判定結果を原子力規制委員会で議論していただくような手続をしていただければ、何らか別の対応があったかなと思うのですけれども、いかがでしょう。

○片山長官

長官の片山でございます。

山中委員長の御指摘のとおり、やや、検査に入ったきっかけが、通常の原子力規制検査との対比でいうとイレギュラーだったものですから、事実関係が把握できて、検査指摘事項に該当するかどうかというところがある程度判断できる段階で、まずは重要度、深刻度を評価した上で、それに基づいて、規制対応措置について原子力規制委員会にお諮りするというステップを昨年時点ですぐ踏んでおけば、事実上、追加検査に相当するような時間数、あるいは深さで検査を続けてきたわけですが、その検査が追加検査であったとすれば、追加検査だということが、位置づけが明確になるようなやり方で検査ができたかなと。振り返ってみると、そこはちょっと今回の反省点だったのではないかと事務方としては思っているところでございます。

○山中委員長

少し検査の時間が長引いてしまって、ある意味、判定結果が後延ばしになってしまったような、これは審査を慎重にやっていただいた結果かも分かりませんが、後から振り返ると、そのような、昨年の秋に立ち返って審査結果を示していただければ、もう少し違った対応の仕方があったのかなと思いますけれども、今後、このような重要な案件がもし出てまいりましたら、審査、検査の判定の時期のありようというのは少し考えていただいてもいいかなと思います。

○片山長官

承知いたしました。

○山中委員長

それでは、以上で議題3を終了します。

次の議題は「第55回技術情報検討会の結果概要」についてであります。

説明は技術基盤課の遠山課長からお願いいたします。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課の遠山です。

それでは、第55回技術情報検討会の結果の概要を御報告いたします。

資料の2ページからございますが、この日は、まず冒頭に、安全研究から得られた知見を事業者に周知するについての方法について議論いたしました。

その方法としては、事業者の代表であるATENA（原子力エネルギー協議会）との面談などで周知し、必要に応じて意見交換を行うというもの。それから、技術ノートで周知をする。あるいは最近導入いたしましたInformation Noticeという仕組みを使って行うというようなものがあるという御説明をしましたが、この中では、事業者との意見交換の場合には、その公開性についてよく考えてほしいという御意見がございまして、これについては、その方法を整理して次回の技術情報検討会に報告することといたしました。

続いて、最新知見の紹介として、自然ハザードに関するもの3件を紹介しております。

一つ目は、確率論的津波ハザード解析におけるモデルの不確かさの影響というもので、これは従来のやり方で必ずしも取り入れていなかった幾つかのモデルの不確定性を評価し、事例の計算をしたところ、その中で地震規模に関わるスケールリング則の不確かさの影響が大きいことが示されたというものでございます。

これについては、会議の中では幾つかの議論がございましたが、その会議が終わりました後に、関係者間の確認も含めてですけれども、資料の5ページの上の方と、それから、脚注のところに書いてございますけれども、このモデルの不確かさの影響というのは、直ちに規制に取り入れるレベルではないけれども、確率論的な評価の点では新しい知見を示しているものでありますので、事業者、ATENAと情報の共有をすることとしたいというものでございます。

それから、二つ目は、海底火山の活動年代に関する論文に関するものでございまして、これは海底の堆積物を調査した結果、火山の堆積が行われた年代が推定できるという知見でございました。これについては、関連する情報について、引き続き収集を行っていくこととしております。

三つ目は、津波堆積物中の礫の円磨度から推定される津波の浸水距離に関する論文でございまして、これは堆積物の礫と、それから、その周辺の海岸や河川の礫を調べることによって浸水距離を推定できるという新しい知見の論文でございました。これにつきましては、まだ十分な情報が今後得られてから再度判断したいと。知見の得られた場所が非常に理想的な状況でございましたので、まだまだ情報が足りないのではないかという判断をし

たということでございます。

続きまして、自然ハザード以外に関するものが4件報告がございまして、まず最初は、再処理施設の除染作業における劣化に関する留意点というものでございまして、これについては、再処理施設の異材継手を行っている部分については、水素の脆化の感受性が高いことに留意するべきだという知見で、これについては、規制部門との情報共有を行っております。

二つ目は、電磁両立性(EMC)に関する事業者からの意見聴取の結果の報告でございます。これについては、事業者の方が、安全保護系のデジタル機器を対象として国内の試験の項目と国際規格の比較を行っておりまして、その結果、今後、国内の試験の標準化を進める予定であるという状況の説明を受けておりまして、これについては、今後のATENAの活動について注視をしていこうとしております。

三つ目は、太陽フレアが発電所に及ぼす影響についてですけれども、これについては、この調査の状況を報告しておりますが、米国においては、先ほど出ました電磁両立性に関する定量的な知見があると、ある程度の判断ができると。その結果、それほど考慮する必要がないという状況であるということと、国内においては、最近、総務省から「宇宙天気予報の高度化の在り方に関する検討会報告書」というのが出ているということで、これらについては、引き続き状況をフォローしようということとしております。

続きまして、最後に、資料10ページになりますけれども、1相開放故障の事象について、国内の発電所で試運用したということが報告されておまして、これについては、高浜発電所で1年間新しい検知器の試運用をしたところ、特に問題なく使える見込みが立ったということで、今後、ほかの発電所についても順次導入を計画していくということが報告されておまして、これについては、その状況をフォローしていきたいと。

それから、この件につきましては、元々検知することの機器の開発と併せて、その後のアクションを手動でやるのか、自動でやるのかというところの検討が必要ではないかというある意味の宿題がございましたけれども、状況を聞いたところで、検知は自動ですけれども、アクションについては手動でやるということが事業者からの意見として出ておまして、これについては、事務局としては妥当と考えますけれども、改めてその内容については、原子力規制委員会にお諮りをするということとしたいと結論づけております。

説明は以上でございます。

○山中委員長

技術情報検討会の報告でございましてけれども、何か委員の方から質問、コメント等がございますか。

1相開放の装置の開発、それから、試運用、これについては、特に何か誤動作がかなり危惧されていたのですけれども、特に問題なく展開できそうなという、そういう報告ですか。

○遠山長官官房技術基盤グループ技術基盤課長

技術基盤課、遠山ですけれども、1年間の試運用の中では誤動作に関わるようなものはなかったわけですが、1年間の間に自然現象がそう頻繁にあったわけではございませんので、それについては、引き続き運用していきたいと。ただし、使える見込みは立ったという報告を受けております。

○山中委員長

外部ハザード関係で新しい知見というのは、特に石渡委員、お気づきの点はございますか。

○石渡委員

私もこれに出席しておりまして、ここで述べた意見とかは全部ここに書いてございますので、特に大きなものというのとはなかったように思います、今回は。

○山中委員長

ありがとうございます。

そのほか、委員の方からいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。本件は報告を受けたということで、議題4を終了したいと思います。

最後の議題は「経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）原子力規制活動委員会（CNRA）安全文化ワーキンググループ（WGSC）第11回会合の結果概要」であります。

説明は伴委員の方からお願いいたします。

○伴委員

標記にありますOECD/NEAの安全文化に関するワーキンググループの会合に先週出席してまいりましたので、簡単に概要を報告いたします。

このワーキンググループは、そこにありますように、原子力規制活動委員会（CNRA）の下に設置されているものです。これまでコロナの影響でずっとバーチャルでやってきたのですが、3年ぶりに対面で会合を行いました。そして、10月18日から20日までの3日間、12か国・機関が参加して行われまして、現在、二つのタスクをこのワーキンググループの中で手がけています。一つが安全文化に関する規制機関と事業者間の相互影響、もう一つがリーダーシップでございます。この二つについて、報告書策定に向けた議論を行いました。

それから、年明けからCNRAの下にぶら下がっているワーキンググループのかなり大規模な改組が行われます。この安全文化に関するワーキンググループに関しては、ほぼ同じメンバーで新たにWGLSC、LというのはLeadershipが入るのですが、そういう形でスタートを切ることになっていますが、その改編後の作業計画書の案についても議論を行いました。次回といたしますか、第1回のWGLSCの会合が来年4月に開催される予定です。

以上です。

○山中委員長

何か委員の方から御質問、コメントはございますか。

私から1点、そうしたら。

IAEA（国際原子力機関）のセーフティカルチャーのひな形になったシャイン先生の教科書、20何年前の教科書ですけれども、最近になって新たな教科書をシャイン先生は執筆を何冊かされているのですけれども、このOECD/NEAでの安全文化に対する何か議論の大きな変化みたいな、そういうことは何か感じられましたでしょうか。

○伴委員

そういう観点から大きな変化があるわけではないのですけれども、ただ、IAEAがずっと安全文化の問題を扱ってきて、では、このNEAのワーキンググループでは何をやるのだということが実は当初議論になりました。

私の理解としては、IAEAは正にそういう標準的なテキストのようなものをパブリッシュしてくれていますけれども、このNEAのワーキンググループは、むしろ各国のプラクティスに基づいて経験を共有して、それを報告書としてまとめていくということをやっていますので、ちょっとその位置づけは違うのかなと。

ただ、このワーキンググループの中にもリエゾンとして実はIAEAのメンバーが入っていますので、毎回、IAEAで今何をやっているかということは報告してもらっています。

○山中委員長

ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で、報告を受けたということで議題5を終了いたします。

本日予定していた議題は以上となりますが、ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

○石渡委員

本日の議題1の議論の中で杉山委員の方からも言及があったのですけれども、原子炉の運転期間をどうするかという問題が昨今ありましたよね。ありましたというか、あるわけですけれども、一つお伺いしたいのは、このいわゆる40年ルールというのは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、いわゆる炉規法の43条の3の32項に規定されていることですよね。これを変えるということになると、法律の改正が必要なわけですよね。これについては、この法律を担当している官庁というのは、これは原子力規制庁だけなのですか。

○片山長官

全ての条文が原子力規制委員会専管というわけではありませんけれども、大部分の条文というのは原子力規制委員会が持っていますので、責任官庁は原子力規制委員会ということになります。

○石渡委員

そうすると、もしこれを変えるということになれば、それについては、原子力規制委員会で議論が行われるという理解でよろしいですね。

○片山長官

はい。そういう意味で、この前から御議論を始めていただいているところでございますけれども、特に2年前に原子力規制委員会の見解というものをお作りいただいて、運転期間の定めというのは政策そのものなので、原子力規制委員会が見解を申し上げる事柄ではないということを前提に、残る高経年化した実用発電用原子炉の安全性に関する規制の部分、ここを一体どのように制度設計して、法改正をしていくのかというのがこれから原子力規制委員会で御議論いただきたい点でございます。この前の原子力規制委員会で御指示を頂いていますので、なるべく早いタイミングで原子力規制委員会で御議論いただけるように事務局として準備しているところでございます。

○石渡委員

しかし、安全性に関する議論というのは大事でございますので、それはこの原子力規制委員会でやられると理解をしております。

以上です。

○山中委員長

そのとおりでございます。この原子力規制委員会が責任を持って議論をしないといけませんし、制度設計をしないといけないということでございます。

それでは、トピックが一つございますけれども、これについて報告を頂けますでしょうか。

○山口長官官房総務課事故対処室長

事故対処室長の山口でございます。

トピックスの方の資料でございますけれども、今回御報告させていただくのは1件ございまして、下段の方でございますけれども、10月21日、先週の金曜日でございますけれども、関西電力株式会社高浜発電所の4号機におきまして、運転上の制限の逸脱という事案がございました。

本件、資料をめくっていただきまして、一番最後のページ、4ページの図面を御覧いただければと思います。

今回の事象は、高浜4号機におきまして加圧器逃がし弁の出口温度高という警報が発信したものでございますけれども、加圧器逃がし弁と申しますのは、加圧器が一次冷却材の温度の上昇をした場合に、過圧を防止するために弁を開けて圧を下げるという役割のものでございますけれども、この下流側の方に温度計が設置されておりまして、この温度計の上昇というのは逃がし弁からの蒸気漏れということが考えられたことから、逃がし弁の上流に、ちょっと図面に記載はございませんけれども、逃がし弁の元弁というものがございまして、この元弁を閉めたところ、温度上昇も止まったということで、やはり弁が何らかの原因でシートリークのような状態にあったと推測されたものでございます。

先ほど申し上げましたとおり、この元弁を閉めたということによりまして保安規定の条文に抵触いたしまして、運転上の制限から逸脱したというものでございます。現在、事業者の方におきまして、このリークを起こした原因の調査が行われているというものでござ

います。

御説明は以上でございます。

○山中委員長

運転再開については、未定ということよろしいですか。

○山口長官官房総務課事故対処室長

はい。現在、まだ事業者の方で調査をやっておりまして、そのように聞いております。

○山中委員長

本件、何か御質問、コメントはございますか。よろしいですか。

私の方からは本件に質問はございません。いかがですか。よろしいですか。

それでは、本日の原子力規制委員会、議題は以上でございますので、終了したいと思います。どうもありがとうございました。